

令和3年度化学物質規制対策事業（特定物質危機管理体制構築事業）に係る入札可能性調査実施要領

2021年5月12日

経済産業省
製造産業局
化学物質管理課

経済産業省では、令和3年度化学物質規制対策事業（特定物質危機管理体制構築事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

我が国の化学物質取扱事業所は、環境保全・産業保安面において、法令の遵守と自主管理による世界最高水準の汚染・事故防止措置（安全管理）を実施し、効果を上げている。しかし、その一方、2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロ以降の世界的なテロによるリスクの増大などを踏まえれば、我が国においてもこのような非常事態に適確に対応するために、従来の事故や災害に対応する安全管理体制に加えて、テロリスト等による破壊行為等を想定した危機管理体制を整備し、国民の安全・安心をより確実なものとする必要がある。

本事業では、かかる認識の下、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく経済産業省国民保護計画の対象である化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）に規定される特定物質について、テロリストによる盗難、武力攻撃等による流出、漏洩等を未然に防止するため、平時においては、その保有の必要性や緊急性が低くなっているものの廃棄を推進しつつ、武力攻撃自体等により緊急の必要がある場合においては、経済産

業省国民保護計画に基づき廃棄命令を行い、迅速かつ確実に廃棄させる必要がある。

このため、必要な情報収集及び化学分析等を行い特定物質の廃棄方法に関するマニュアルを作成する。

(2) 事業の具体的内容

化学兵器禁止法に規定する特定物質について、令和2年度化学物質規制対策事業（特定物質危機管理体制構築事業）における調査結果を踏まえ、近年の当該物質の適確な廃棄及び分析方法に関する国内外の先行研究等について各種文献の調査等により情報を収集するとともに、国内の特定物質取扱機関2か所程度ヒアリングを行い、国内における特定物質の使用状況、廃棄・分析方法、安全対策等を調査する。

また、経済産業省担当官と協議の上、分解・廃棄方法が確立されていない特定物質から5物質程度を選択し、その適確な廃棄及び分析方法について以下の検討及び提案を行う。

- i 特定物質ごとの特性、保持状態・量等を踏まえた上で、平時における最も効果的な廃棄方法について、実際に廃棄処理実験を行うことによってその安全性及び信頼性を調査し、提案する。
- ii 武力攻撃事態等緊急事態の廃棄方法について、iの廃棄方法と比較してどのような配慮（例えば、迅速性、廃棄確認の簡易性など）が必要か、またその場合の最も適確な廃棄方法について、実際に焼却、加水分解を主とした廃棄処理実験を行うことによってその安全性及び信頼性を調査し、提案する。

(※) 武力攻撃事態法とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号）第2条第2号に定める定義による。

(参考) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号）

第二条第一項第二号

武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(3) 事業期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 事業実施条件

特定物質の特性や分析等についての専門的知識を有するとともに、特定物質の分析等に必要な装置器具類・設備を保有していること。化学兵器禁止法に規定される特定物質の製造・使用許可を保有または取得すること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Skype」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和3年5月18日（火）15時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Skype」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

日時：令和3年5月19日（水）14：00～15：00

場所：S k y p e会議

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則、②情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則、③親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図、④契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し、⑤事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料、⑥業務従事者の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍、⑦報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

化学兵器・麻薬原料等規制対策室 吉村宛て

TEL 03-3501-0937

FAX 03-3501-7319

E-mail kahei-madoguchi@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和3年5月31日（月）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

(別添2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

| | | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート 番号及び国 籍(※4) |
|-------------|---|----|------|------|------|----|-------------------------|
| 情報管理責任者(※1) | A | | | | | | |
| 情報取扱管理者(※2) | B | | | | | | |
| | C | | | | | | |
| 業務従事者(※3) | D | | | | | | |
| | E | | | | | | |
| 再委託先 | F | | | | | | |

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

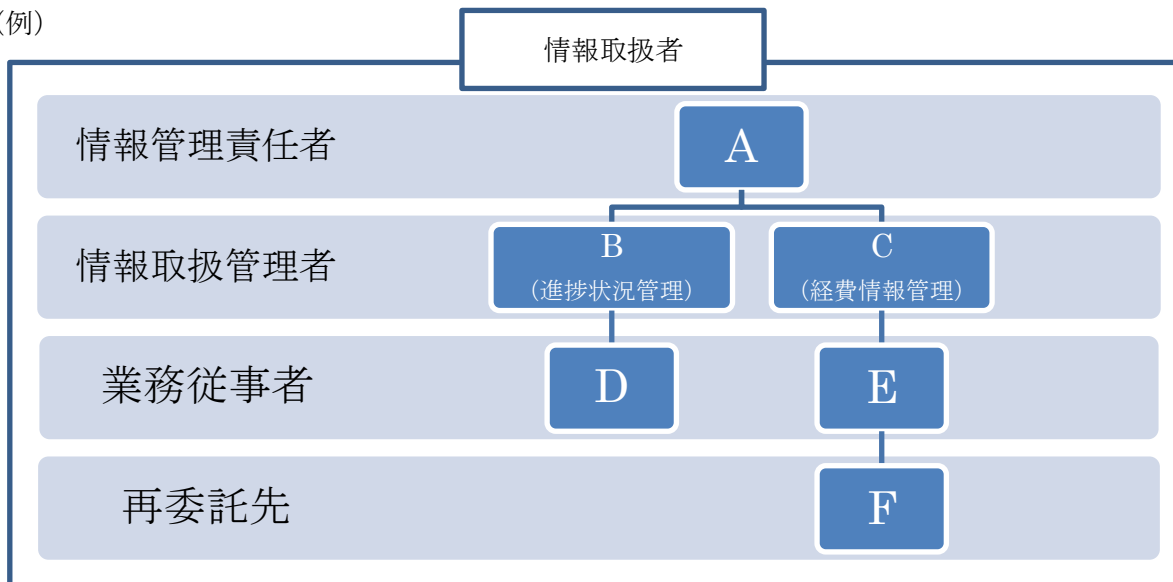
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。